出産・子育て応援給付金事業について

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する「出産・子育て応援給付金事業」を令和５年１月から実施しています。

制度イメージ

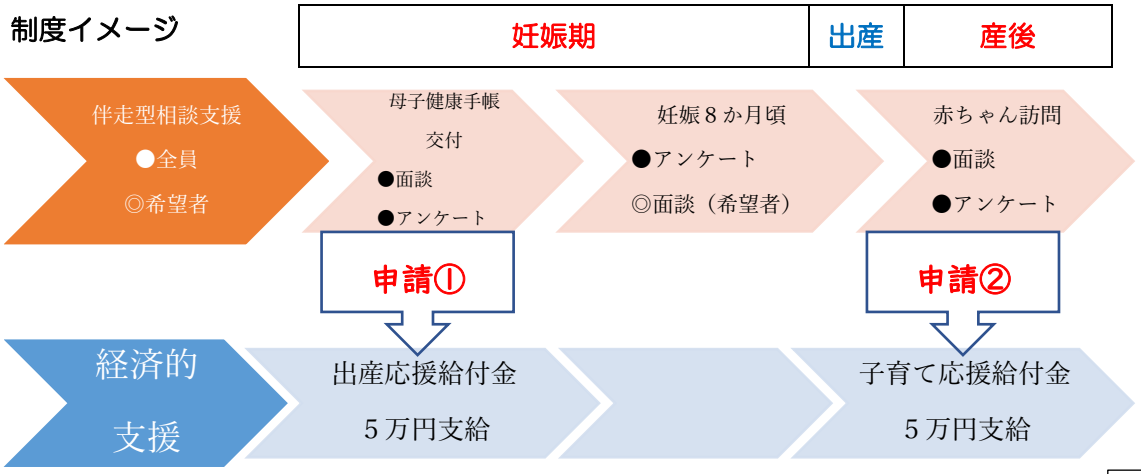

※令和４年１２月３１日以前に妊娠の届出をし、令和５年１月１日以降に出産された方　**申請③**
１０万円一括支給

相談支援・経済的支援の流れ

（１）母子健康手帳を健康長寿課（健康づくり班）で交付する際に、窓口で面談（アンケート）し、申請書（出産応援給付金：第１号様式）を提出します。（**申請①**）

（２）妊娠８か月頃に妊娠中の方へのアンケートを実施します。希望される方には、面談を行い、相談に応じます。

（３）赤ちゃん訪問（出産から２～３か月後）の際に、面談（アンケート）し、申請書（子育て応援給付金：第５号様式又は第４号様式）を提出します。（**申請②**又は**申請③**）

給付対象者

（１）令和５年１月１日以降に妊娠の届出をされた方

・出産応援給付金（**申請①**）【母子健康手帳交付時に申請書（第１号様式）をお渡しします。】

（２）令和５年１月１日以降に妊娠の届出をし、その後出産された方

・子育て応援給付金（**申請②**）【出生届手続き時に申請書（第５号様式）をお渡しします。】

（３）令和４年１２月３１日以前に妊娠の届出をし、令和５年１月１日以降に出産された方

・赤ちゃん訪問後に一括で１０万円支給いたします。（**申請③**）【出生届手続き時に申請書（第４号様式）をお渡しします。】

問合先（TEL）
町民福祉課こども支援班（経済的支援）：022-354-5798
健康長寿課健康づくり班（相談支援）　：022-355-0703